

論文掲載料未納者への当協会での対応について

当協会会誌「小児保健研究」には、多職種の皆様からたくさんの論文投稿をいただき、小児保健に関する最新の話題や論文を掲載しております。

論文掲載にあたりましては、投稿規程に基づき論文掲載料をご請求しておりますが、ごく少数の方で、複数回の督促に対してもお支払いをいただけない方がおられます。大変残念ではございますが、当協会では、論文掲載料が長期にわたりお支払いいただけない場合には、以下の対応とさせていただきますこととなりました。「小児保健研究」を今後もより活発な論文掲載の場としていくためにも、ご理解ご了承のほどよろしくお願い申し上げます。

1. 論文掲載料は、掲載後概ね3ヶ月の支払い期限として初回のご請求を差上げます。お支払手続きに時間を要する場合など、ご都合により、支払い期限を過ぎてしまう場合には、予め事務局までご連絡ください。
2. 支払期限内にご入金の確認ができない場合、督促のご連絡を差上げます。
3. 最終督促に対する支払期限内のご入金を確認できない場合には、論文掲載料が未納である論文を取り下げ、電子ジャーナルについては削除をさせていただきます。なお、論文取り下げおよび電子ジャーナルからの削除の対応を取らせていただく場合には、最終督促時に文書により通知をいたします。
4. 論文掲載料未納により論文掲載を取り下げ、電子ジャーナルから削除となった場合には、目次との整合性の面から、その事実について当協会ホームページで周知をさせていただきます。

2017年4月14日

公益社団法人 日本小児保健協会